

NEW!

東京湾口における 新たな経路指定



平成31年3月1日 から東京湾口付近に、海上交通安全法に基づく

新たな交通ルール(経路指定)が設定されます。ルールはAIS搭載の有無を問わず、全ての船舶に適用されます。航行ルールは以下のとおりです。

※ 裏面に航行上の留意点が記載されています。

南航船

浦賀水道航路を航行し、引き続きE線を横切って航行しようとする船舶

▶ 中心線の西側を航行

北航船

E線^(※1)を横切り、引き続き浦賀水道航路を航行しようとする船舶

▶ 中心線^(※2)の東側を航行

E線^(※1)

鷗埼灯台から130度方向に陸岸まで引いた線

中心線^(※2)

下記A地点とB地点を結んだ線

A地点

鷗埼灯台から130度、7,590メートルの地点

B地点

海難島灯台から90度、3,770メートルの地点

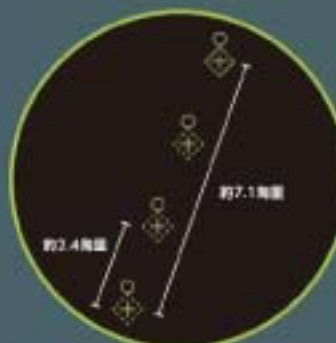
海難島灯台

鷗埼灯台

リアルAIS航路標識及び浦賀水道航路中央第一号灯浮標

バーチャルAIS航路標識

湾口海域(レーダーイメージ)



⚠ AIS搭載船の場合、レーダー画面上は、シンボルマークのみが表示され中心線は表示されません。
*シンボルマークはレーダーの機種により異なる場合があります。

湾口海域(海図・電子海図表記)

拡大

東京湾

新たな経路指定の設定に伴い、浦賀水道航路中央第一号灯浮標へ併設されている浦賀水道航路南口無線方位信号所(レーダービーコン)が廃止され、同灯浮標へ浦賀水道航路南口東端AIS信号所が移設されます。

監修 第三管区海上保安本部 交通部航行安全課 TEL 045-211-1118

発行 (公社)東京湾海難防止協会 TEL 045-212-1817

平成31年2月作成

